

(前文)

稲盛財団は、一般社団法人日本応用数学会（以下「本学会」という。）の女性研究者支援の趣旨に賛同され、300 万円を一括で学会に寄附されることとなった。稲盛財団からの寄附の意思を受けて、寄附金を学会内で資金用途を定めた基金として管理し、2023 年から 2043 年までの 4 年ごと 6 回に亘る ICIAM Olga Taussky-Todd Lecture への支援として、4 年ごとに ICIAM に寄附するために、ICIAM 稲盛財団基金積立金を設置し、その管理のための規程を制定する。

なお、ここでいう「基金」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 131 号以下に定める「基金」ではないことを確認する。

第 1 条（規則の目的）

この規則は、ICIAM 稲盛財団基金積立金（以下「本積立金」という。）に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

第 2 条（設置と用途）

稲盛財団からの寄附金を原資として、本積立金を設置する。

2 本積立金の用途は、2023 年から 2043 年までの 4 年ごと 6 回に亘る ICIAM Olga Taussky-Todd Lecture への支援に限定する。

第 3 条（構成）

本積立金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 稲盛財団より寄附された財産
- (2) その他、本積立金とすることを指定して寄附された財産
- (3) その他、理事会において本積立金に繰り入れることを議決した財産

第 4 条（管理運用）

本積立金は、元本が回収できる見込みが高い方法で、指定積立金として管理する。

2 本積立金の運用益は、流動資産に繰り入れることができる。

第 5 条（充当）

本積立金から、2023 年から 2043 年までの 4 年ごとに 50 万円ずつ取り崩し、ICIAM へ寄附を行う。

2 前項の取り崩し額は、予算に計上しなければならない。

#### 第6条（報告）

前条の寄附を行った際は、速やかに、稲盛財団へ会計報告を行う。

#### 第7条（処分）

本積立金は、2043年のICIAMへの寄附の完了後、残金を流動資産に繰り入れて廃止する。

#### 第8条（改廃）

この規則の改定および廃止は、理事会の承認を得なければならない。

#### 附則（平成30年11月30日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 稲盛財団より平成30年度に受ける寄付金300万円を、第2条および第3条（1）にいうところの本積立金の原資とする。（平成30年11月30日理事会承認）